第7期古賀市介護保険運営協議会(平成31年度第3回)議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則(以下「運営協議会規則」という。)第6条に基づき議事録を作成する。

- 1. 日時 令和元年10月29日 (火) 19時00分から20時50分まで
- 2. 場所 サンコスモ古賀 203研修室
- 3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長 大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員 河村正彦 委員、柴田壽一 委員 中野淳子 委員、前野早月 委員
- 4. 欠席委員 酒井康江 委員
- 5. 傍聴者 なし
- 6. 報告・議事
 - (1) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
 - (2) 古賀市地域包括支援センターの事業評価について
 - (3) 地域密着型サービス事業所の指定について
 - (4) 平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について
- 7. その他
 - ・古賀市介護予防支援センターの指定管理について
 - 議事録について
- 8. 資料
 - 【資料1-1】第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
 - 【資料1-2-1】【参考】第8期調査票(案)
 - 【資料1-2-2】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(追加項目案)
 - 【資料1-3】【参考】第7期調査票
 - 【資料2】包括支援センター運営状況調査票②
 - 【資料3】地域密着型サービス事業者の指定更新について
 - 【資料4】平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所一覧

9. 署名 (規則第6条第2項)

会長	E	却
会長の指名する出席委員	E	却

10. 会議内容

(1) 課長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について

【資料1-1、1-2-1、1-2-2、1-3】

事務局より、スケジュール、対象者、第7期の調査からの追加・新設項目等について説明。【質疑】

- 事業計画の第7期と第8期について、期間はどうなっているのか。
- ⇒ 第7期は2018年~2020年、第8期は2021年~2023年、3年周期で行い、3年目が事業計画を立てる年度となっている。
- 「在宅介護実態調査」の抽出方法はどうやって行うのか。
- ⇒ 要介護認定者のうち、施設入所者を除く、要介護 1~5 と認定されている人数で出している。
- 調査の設問の文言変更はできるのか。
- ⇒ 他保険者との比較を行うため、同じ条件での調査が必要であり、変更はできない。
- 〇 【資料1-2-1】P4問1(4)4.民間賃貸住宅(一戸建て)と6.借家は同じものではないか。違うのであれば注釈が必要ではないか。
- ⇒ 法的な契約があるかどうかの違いがある。注釈を入れる。
- 〇 【資料1-2-1】P7問3(6)インプラントは本数に含むのか。
- ⇒ 入れ歯は取り外しができるものであり、インプラントとは異なる。確認して、注釈を 入れる。
- 【資料1-2-1、1-2-2】調査が追加項目も入れると、16ページもある。 最後まで回答するにはかなりの労力が必要となると考えられるが、工夫はされているのか。
- ⇒ 第7期の調査では、同じ量の調査内容で7割の回答が得られている。
- 【資料1-2-1】P14問8について、市民周知のためにも、具体的な施設名を挙げておいた方が答えやすいのではないか。
- ⇒ 回答を誘導するような文言は好ましくないと考えている。集計結果を見て、今後周知 方法を考えていきたい。

- 〇 【資料1-2-2】【B】(3) について、「①病院などの医療施設」と「③病院」は同じものではないか。
- ⇒ ③は省く。
- 【資料1-2-2】【B】(2)(3)の設問は、リビングウィルの観点から重要な項目だと考えている。ニーズ調査の対象者だけでなく、介護実態調査の対象者にもお尋ねすべきではないか。
- ⇒ 追加を検討する。
- 〇 【資料1-2-2】【C】(1)について、担当している2人暮らし世帯が、最近振り込め詐欺に遭いそうになって、銀行員の機転で被害に遭わずに済んだ。選択肢に「金銭管理」を追加してはどうか。
- ⇒ 追加する。
- 〇 【資料1-2-2】【D】(1)の選択肢④はできていることなので、「助け合う程度」を、「助け合いができている」にすべきではないか。
- ⇒ 修正する。
- 〇 【資料1-2-2】【D】(2)の設問を「あなたは、お住まいの地域の」と「お住まいの」を追加した方がよいのではないか。
- ⇒ 修正する。
- **3**年ごとに見直しが行われていくことにより、介護保険料や利用者負担額等の市民の 金銭的な負担が増えているのではないか。
- ⇒ この調査の結果に基づいて、ニーズを把握し、予防につながる計画を立てることで、 金銭的な負担だけでなく、介護負担が増えることを抑えることができるのでないかと考 えている。

【意見】

○ この調査について、ペーパーだけでは把握しきれないことがある。実際に現場に行って、確認することも必要ではないか。要望となるが、いずれはそのような調査も行ってほしい。

(4) 古賀市地域包括支援センターの事業評価について 資料2

事務局より、平成30年度と平成31年度で回答が変更している分について説明。

【質疑】

- P4Q25について、プライバシーの問題であり、配慮が必要ではないか。
- ⇒ 必要があれば、相談室で対応する等の配慮をしている。

- P6Q40について、高齢者虐待をどうやって把握しているのか。
- ⇒ 通報があった件数を挙げている。平成31年度実績において、通報は14件であり、そのうち虐待が認められたのは、うち2件である。
- 最近では、利用者(やその家族)から介護職員に対する暴力も問題となっているが、 把握できているのか。
- ⇒ 相談があっている。個別に対応している。
- P4Q19について、夜間、早朝、休日に対応する件数はどのくらいあるのか。
- ⇒ 年に5件くらい。ターミナル等で緊急性が必要だったケースもある。

(5) 地域密着型サービスの指定について 資料3

事務局より、10月1日に1件、11月1日に2件、地域密着型サービス事業所の指定更新があることについて説明。

【質疑】

- 同様の地域密着型通所介護の事業所は市内にいくつあるのか
- ⇒ 市内に全部で5カ所ある。
- 事業所も人材不足だということを聞く。実地調査の際、人材不足を補うために、外国 人介護職員を雇用されているところはあったか。また、職員は充足しているか。
- → 確認はしていないが、いなかったと思う。また、職員数については、指定基準は満たしている。
- 最近災害が多い。古賀市において、事業所へ避難訓練の指導等を行うことはできるのか。
- ⇒ 指定の基準にもなっているので可能。実地指導の際に、事業所に確認している。

(6) 平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について 資料4

事務局より、追加となった事業所について説明。

【質疑】

- 古賀市に住んでいないのに、なぜ古賀市が保険者となっているのか。
- ⇒ 古賀市に住民票を置いたまま、別のところに住んでいる場合、古賀市が保険者となる。

(7) その他

事務局より、「古賀市介護予防支援センターの指定管理」について説明。

介護予防支援センター「りん」の、指定管理期間が今年度で満了となるため、指定管理者 選定委員会の審議に基づき、次期の指定管理者を公募することとなり、8月に公表、9月に申 請受付、10月に審査の結果、候補者として現在の指定管理者である社会福祉法人豊資会に決定している。当初の指定管理期間は5年であったが、次期については3年とし(令和2年~4年度)、指定管理期間満了後は事業の廃止について検討していく。

【質疑なし】

事務局より、「地域支え合いネットワーク通信」の紹介

事務局より、谷山に開設予定のグループホームについて、開設時期が、当初予定の12月から2月に延期となることを説明。

次回開催は、1/14 (火) か1/17 (金) としたい。